



| | |
|--------------|---|
| Title | 中国における法人処罰をめぐる近時の動向（2・完） ：コンプライアンス・プログラムの導入に向けて |
| Author(s) | 朱, 一帆 |
| Citation | 阪大法学. 2025, 75(2), p. 49-82 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/102505 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における法人处罚をめぐる 近時の動向（2・完）

——コンプライアンス・プログラムの導入に向けて——

朱 一帆

はじめに

第一章 中国における法人处罚の立法沿革

第一節 否定期

第二節 定着期

第三節 発展期

第二章 中国における法人处罚の司法実践

第一節 法人处罚の認定について

第二節 裁判例

第三節 まとめ（以上、75巻1号）

第三章 法人犯罪規制のための新たな展開

第一節 事件に関与した企業のコンプライアンス・プログラム改革

第二節 改革の課題に関する手続法上の検討

第四章 刑法におけるコンプライアンス・プログラムの促進

第一節 法人处罚の伝統的な見解とコンプライアンス・プログラム

第二節 組織モデルの法人处罚をとる見解とコンプライアンス・プログラム

第三節 客観的義務違反に基づく法人处罚をとる見解とコンプライアンス・プログラム

第四節 法人犯罪の成立以外に関わるコンプライアンス・プログラムの促進についての議論

第五節 議論の検討

おわりに（以上、本号）

第三章 法人犯罪規制のための新たな展開

ここまで考察によれば、中国における法人処罰については、刑法典に新たな単位犯罪が次々と新設される一方で、単位犯罪の成立要件などに関する法規定は曖昧なままであることから、司法機関が多数の司法解釈や関連文書を公布し、それらによって法人処罰を認定しているという状況が確認された。このような状況は単位犯罪との闘いをある程度前進させたと評価できるものの、単位犯罪の抑止や予防という目的を十分に達成したとは言い難い。裁判文書網によれば、2014年1月1日から2019年1月1日までの5年間における単位犯罪事件の判決は合計16,861件にのぼり、年々増加傾向にあると報告されている。⁽⁷³⁾さらに、実際に発生したものの記録されていない単位犯罪や、単位犯罪に該当しうる行為が行政法上の措置によって処理されているケースも多数存在すると指摘されている。⁽⁷⁴⁾すなわち、中国では単位による犯罪に対して、従来の法人処罰だけでは十分な対策とはなりえていないのである。

このような背景のもとで、中国では既存の法人処罰に加えて、企業のコンプライアンス・プログラムが注目され始めている。すなわち、このプログラムが企業内で効率的に実施されることにより、犯罪予防機能の発揮が期待されている。しかし、中国におけるコンプライアンス・プログラムの普及が進んでおらず、その設置を企業に促すため、司法機関が英米などの国における法実践を参考にしながら、法人処罰の実務において不起訴処分や寛大な求刑など手続上のインセンティブを導入する改革を実施している。

もっとも、中国では検察の訴追裁量権が限定的であるため、このような改革はさまざまな問題を引き起こすおそれがあり、場合によっては従来の法人処罰制度との矛盾が生じる可能性がある。こうした課題を解決するには、手続法に関する立法および理論のさらなる整備が求められるとともに、法人処罰の実体的根拠についても再検討する必要がある。

本章では、コンプライアンス・プログラムの促進を目的とした司法改革を紹介・考察し、その過程で浮上する問題点および関連する手続法上の議論を整理

する。また、実体法上の法人処罰に関して未解決の課題も明らかにしたい。

第一節 事件に関与した企業のコンプライアンス・プログラム改革

第一款 改革の概観

2020年以降、中国では単位犯罪の予防をはじめとする刑事政策的考慮に基づき、最高検の主導のもと、「企業コンプライアンス改革」と称される新たな司法制度が導入されている。同年3月、最高検の検察理論研究所は全国の6つの基層検察機関において「事件に関与した企業コンプライアンス制度改革」の研究を行い、その後同研究は、「事件に関与した企業コンプライアンス改革の実施プロジェクト」へと昇格した。2021年3月からは第二段階に入り、実施範囲は10省レベルの検察機関へと拡大された。⁽⁷⁵⁾ 同年6月3日には、最高検が司法部や財務部など8つの国家機関と共同で「企業コンプライアンスの第三者監督評価メカニズム構築に関する指導意見（試行）」を公布した。さらに2022年4月19日、「事件に関与した企業のコンプライアンス構築・評価・審査方法（試行）」が公布され、同月から改革は全国のすべての地方検察機関へと拡大された。また、最高検は、この改革の実施例として典型事例集I～IV計4部を公布している。

2023年からは最高院の指示により、裁判所も改革に参加し始めているが、具体的な文書などはまだ公布されていない。

上述の「企業コンプライアンスの第三者監督評価メカニズム構築に関する指導意見（試行）」によれば、正式な改革対象となる事件類型は以下の二種類である。一つ目は企業などの単位が被疑者となる単位犯罪事件である。二つ目は会社の支配株主（actual controller）、経営管理者または核心技術者などによる生産経営活動に密接に関連する事件である。⁽⁷⁶⁾ 本稿では、中国におけるコンプライアンス・プログラム導入に伴う法人処罰上の諸問題を検討するため、特に単位犯罪事件に関連する改革に焦点を当てる。

改革に基づく具体的な手続は、上述した文書や実施例を踏まえると、主として以下の三つの類型に分類できる。

① 相対不起訴+検察建議

責任者が「認罪認罰」を受け入れ、犯罪が軽微で訴追の必要がない場合、檢

察機関は不起訴処分を決定する。その際、訴追裁量の過程で明らかとなった企業内部管理上の問題点について、コンプライアンス・プログラムの構築と実施を企業に求める検察建議を発行する。⁽⁷⁸⁾ この建議は、不祥事の再発防止を目的としており、将来的な企業経営活動における内部管理の改善を促すものである。⁽⁷⁹⁾

② 付条件不起訴+コンプライアンス考察

検察機関は、コンプライアンス・プログラムを構築・実施する意思を有する企業と協議し、同プログラムの構築と執行を要求しつつ、一定の検討期間を設ける。⁽⁸⁰⁾ この期間中、人民代表、退職した裁判官・検察官、会計士や弁護士などの専門家から構成される第三者委員会が検察機関により設置され、プログラムの構築と実施状況を監督・評価する。そして、その結果と責任者の「認罪認罰」を考慮し、検察機関は訴追の要否を裁量的に判断する。⁽⁸¹⁾

③ 量刑建議+コンプライアンス考察

「事件に関与した企業のコンプライアンス構築・評価・審査方法（試行）」第2条によれば、企業が検察機関との合意内容に従ってコンプライアンスを構築・実施し、その効果が認められた場合、検察機関は裁判所に対して寛大な刑罰を求刑することができる。⁽⁸²⁾ この処理方法は一部の事件においてすでに実施されているが、対象となる事件の範囲と具体的な量刑基準については、いまだ体系化されていない。

典型事例集および最高検が整理した情報によれば、上述の改革には主に以下のような特徴が見られる。

第一に、改革は主にコンプライアンス・プログラムの構築を推進することを目的としている。現在、単位犯罪事件の被疑者となる企業の多くは中小企業であり、これらの企業においてはコンプライアンス・プログラムが整備されていない場合が多い。そこで検察機関は、企業がコンプライアンス・プログラムを構築・実施することを条件とした手続上のインセンティブを導入し、企業内部における特別予防の実現を目指している。

第二に、改革の内容としては、不起訴処分や寛大な求刑などの手続上のインセンティブが導入されているが、最も広く採用されているのは上記②の「付条件不起訴+コンプライアンス考察」である。最高検の統計によれば、2020年3

月から2023年12月までに処理された改革案件9,016件のうち、5,452件（60.4%）がこの方法によって処理されている。

第三に、改革は企業などの単位に対する措置にとどまらず、経営者などの自然人にも及ぶ。⁽⁸³⁾ まず、不起訴処分などの手続上のインセンティブを適用するためには、被疑者本人が「認罪認罰」を受け入れることが必要条件となっている。また、企業がコンプライアンス・プログラムの構築と推進を行う場合、その実効性を確保する責任は経営者などの自然人も負うことになる。なお、中国では、企業の生産経営活動に密接に関連した自然人犯罪事件についても、検察機関は当該自然人が属する企業にコンプライアンス・プログラムを構築・実施させることで、不起訴処分や寛大な求刑を行うことが可能である。その理由は、企業の生産経営において重要な役割を担う人物が起訴・処罰された場合、企業の正常な経営活動が維持できなくなるおそれがあるためである。⁽⁸⁴⁾ つまり、企業の正常な経営活動を確保するという目的のために、当該被疑者に特別な恩恵が与えられるということになる。

第四に、改革は軽罪事件に限定されるものではなく、重罪事件においても不起訴処分が適用された事例がある。⁽⁸⁵⁾ 中国の刑事訴訟法によれば、検察機関の訴追裁量権は限定的で、証拠が十分にある重罪事件については原則として公訴を提起すべきであるとされている。しかし、本改革においては、コンプライアンスの構築を条件として、重罪を犯した企業やその関係者に不起訴処分が適用されるケースがしばしば見られる。⁽⁸⁶⁾ 例えば、普通貨物物品密輸事件では、X社が果物を低価格で密輸入し、397万人民元以上の脱税を行った。司法解釈によれば、この犯罪は情状が重いと認定された場合、X社は罰金刑に、責任者3名は3年以上10年以下の有期懲役に処されることになるため、重罪事件に該当する。しかし、検察機関はX社にコンプライアンス・プログラムの構築・実施を条件として、X社および責任者3名に対して不起訴処分を適用した。

第二款 改革において現れる問題

現在、改革が開始されてから5年が経過し、多くの実務経験が蓄積された一方で、さまざまなりスクや課題も指摘されている。

第一項 重罪事件に対する不起訴処分がもたらす不正義

中国の不起訴処分は、刑事訴訟法に基づいて現在、法定不起訴、酌量不起訴、証拠不十分による不起訴、特殊不起訴、および未成年事件に対する付条件不起訴の5種類に区分される。

法定不起訴とは、被疑者が犯罪を行っていないことが明らかである場合や、親告罪において告訴がないなど、公訴権行使の手続的要件（訴訟条件）が満たされていない場合に、検察が必ず不起訴処分を行わなければならないことを指す。

酌量不起訴とは、被疑者が犯罪を行ったものの、その犯罪が軽微で処罰の必要がないと判断される場合に、検察が不起訴処分を裁量的に行うことを指す。⁽⁹¹⁾ 例えば、現行刑法第37条により処罰の必要がない場合、または自首、功績、過剰防衛・避難、従犯、被脅迫犯など、現行刑法で刑罰免除が明文化されている場合、さらに刑事訴訟法第290条に基づく刑事和解によって処罰が免除できる場合に、検察は酌量不起訴を行うことができる。

証拠不十分による不起訴とは、検察が捜査の対象となった事件に対して2回の補充捜査を行った後も証拠が不十分である場合に、不起訴処分を行わなければならないことを指す。

特殊不起訴とは、被疑者が犯罪事実を自白し、重大な功績を挙げた場合、あるいは事件が重大な国益に関わる場合に、最高検の承認を得て検察が裁量的に不起訴処分を行うことを指す。⁽⁹²⁾

未成年事件に対する付条件不起訴とは、未成年が現行刑法第4章「国民の身体の権利および民主的権利を侵害する犯罪」、第5章「財産を侵害する罪」、第6章「社会管理の秩序を乱す罪」を犯し、1年以下の有期懲役の処罰にとどまる可能性がある場合に、検察が、年齢、性格、心身状況などの未成年被疑者自身に関する事情、犯罪の性質や情状、犯罪後の反省の程度などに応じて、6ヶ月から1年の教育矯正措置を条件に不起訴処分を行うことを指す。⁽⁹³⁾

以上の規定からも明らかなように、中国における検察の訴追裁量権は限定的であり、上述の不起訴処分のいずれにも該当しない場合は、公訴を提起しなければならない。特に、証拠が十分にある重罪事件については、本来、公訴を提

起することが原則となる。

しかし、上述した第四の特徴にも見られるように、検察は改革において、軽罪・重罪を問わず、不起訴処分を頻繁に行っている。軽罪事件に関しては、検察が酌量不起訴を選択することは一般的に法的問題がないとされる。一方、証拠が十分に揃っている重罪事件については、現在の法人処罰制度では、コンプライアンス・プログラムの存在が違法・責任阻却・減少事由や刑の減免事由として刑法に規定されておらず、また、事後的なコンプライアンス・プログラムの構築と実施も犯罪の違法性を否定するものとはされていない。そのため、コンプライアンスを理由に法人の重罪事件について法定刑を減輕するなどして軽罪と同等の3年以下の刑にすることは認められず、本来、酌量不起訴を適用できないはずである。⁽⁹⁴⁾ したがって、重罪を犯した企業に対して、訴追裁量権の限定された検察が不起訴処分を適用することは、本来義務づけられた起訴を回避する行為となり、結果として法的な不正義を生じさせるおそれがある。⁽⁹⁵⁾

第二項 法人処罰原則違反のリスク

中国における単位犯罪の処罰原則は、双罰制と単罰制が併用されている。

まず、双罰制については、現行刑法第31条において、単位犯罪の場合、法人責任と自然人責任が不可分であると規定されている。「単位構成員が刑事責任を負うか否かが単位の刑事責任追及の十分条件ではなく、単位が犯罪を構成することが単位内部の構成員（自然人）の刑事責任を追及する根拠であり必要な前提である」とされる。すなわち、「単位犯罪の処罰原則は双罰制を主とし、双罰制において単位が犯罪を構成し刑事責任を問われることが個人の刑事責任追及の前提となるため、単位が犯罪を構成せず刑事責任を負わない場合、その主管責任者および直接責任者も双罰制によって刑事責任を負うことは当然ない」。⁽⁹⁶⁾ この原則は、起訴・不起訴の判断においても適用されるため、本来、単位がコンプライアンスを理由として不起訴処分を受ける場合、双罰制の論理からは自然人の責任も追及されないはずである。⁽⁹⁷⁾ しかし現在の改革実務では、一部の事件において企業のみを不起訴とし、責任者を起訴して有罪判決を下した事例が生じており、双罰制の基本原則との間で明らかな矛盾を生じさせている。⁽⁹⁸⁾⁽⁹⁹⁾

また、単罰制に関しては、単位そのものは刑事責任を負わず、個人のみが刑

事責任を負う。このため、単罰制の単位犯罪の場合、単位は本来的に訴追の対象外である。しかし、現在の改革においては、単罰制の事件においても、検察機関が企業に対してコンプライアンス・プログラムを構築・実施させることを条件に責任者である自然人に不起訴処分を与えた事例が見られる。本来訴追の対象ではない企業に対し、義務を課すことは手続的に問題であると考えられ、また、企業が義務を果たしたことを理由として自然人が不起訴処分を受けることの適切性についても疑問が残る。⁽¹⁰⁰⁾

第二節 改革の課題に関する手続法上の検討

以上のように、企業コンプライアンス改革の進行に伴い、重罪事件における不起訴処分が生じさせる不正義と、法人処罰原則違反のリスクという二つの課題が浮き彫りとなった。これらの課題を解決するために、手続法学者は主として立法論の観点から、単位犯罪に関する付条件不起訴制度および訴追分離制度の新設を提言している。本節では提案されている手続的解決策を整理し、その是非を検討するとともに実体法上の法人処罰に関わる残された課題についても論じる。

第一款 単位犯罪に対する付条件不起訴制度の新設

重罪事件における不起訴処分による不正義を解消するため、中国の学者は、刑事訴訟法に単位犯罪事件においてコンプライアンス・プログラムを理由とする付条件不起訴に関する規定を設けるべきであると強く主張している。その適用範囲については二つの見解がある。

第一の見解は、検察の訴追裁量権が限定的であるという中国の司法的伝統に基づき、コンプライアンス・プログラムを理由とする付条件不起訴の適用範囲を軽罪に限定すべきであるとするものである。この見解に従えば、確かに、重罪の不起訴による不正義の問題は解消される。しかし、軽罪事件についてはすでに酌量不起訴が存在するため、軽罪について、わざわざ付条件不起訴を設けてコンプライアンス・プログラムを構築させる理由が実質的にはほとんどない。また、企業コンプライアンス改革において軽罪のみに不起訴処分が適用できるという見解に対する以下の指摘が、ここにも妥当する。すなわち、重罪事件に関して付条件不起訴が一切使えなくなってしまうので、インセンティブが十分

ではなく、企業はコンプライアンス・プログラムを構築するモチベーションが少なくなるであろう。⁽¹⁰³⁾したがって、コンプライアンス・プログラムによる付条件不起訴の適用範囲が軽罪に制限されれば、刑事法によってコンプライアンス・プログラムを企業内に構築させるとという目標を達成するのが困難になるであろう。

第二の見解は、単位による軽罪事件については現在の酌量不起訴で対応し、そして、テロ犯罪など極めて重大な犯罪を除く重罪事件にまでコンプライアンス・プログラムを理由とする付条件不起訴を新設すべきであるとするものである。⁽¹⁰⁴⁾この見解に基づけば、一定の重罪事件にも適用範囲を広げることで、コンプライアンス・プログラムの導入を十分に促進することが可能となる。しかし本稿では、刑事訴訟法にこのような特別手続を新設しても、不正義の問題を完全に解決できるわけではないと考えている。相対的応報刑論の観点からは、不起訴の条件とする事後のコンプライアンス・プログラムの構築について、同プログラムを導入させることの促進などといった政策上の考量、同プログラムによる修復式司法の実現および手続上の協力などは、いずれも犯罪予防の必要性を減少させる方向に向けた努力として、刑罰軽減の根拠となることは理解可能であるものの、免責の効果に至るまでの根拠としては十分とは言い難い。にもかかわらず、無条件に重罪すべてを不起訴とすることは、重罪事件において最低限の応報としての刑罰の実現を妨げ、正義がかなわないといえるのではないか。⁽¹⁰⁵⁾つまり、コンプライアンス・プログラムによる法人責任の免除や軽減の実体法的根拠が明らかにされる必要がある。

したがって、重罪事件における不起訴処分の正当性を検討するにあたり、手続法だけではなく、実体法の根拠、すなわち、法人处罚におけるコンプライアンス・プログラムの役割に対する検討も、不可欠である。コンプライアンス・プログラムによる法人責任の免除や軽減の根拠を明確化することで、不起訴処分に関する不正義の問題に実効性のある解決策を提示できる。

第二款 単位犯罪事件における訴追分離制度の新設

法人处罚原則違反のリスクを解消するため、中国の学者は刑事訴訟法に単位犯罪事件に関する特別手続を追加する提案を行っている。具体的には、単位犯

罪事件について、単位と直接責任者である自然人を別個に訴追する手続を設け、単位に対してはコンプライアンス・プログラムを理由とする付条件不起訴を導入する一方、自然人に対しては刑事責任を追及することを明文化しようとするものである。⁽¹⁰⁵⁾

この訴追分離制度は、同一事件で単位と自然人の刑事責任判断が分かれることを前提とする。そのため、本稿では、この制度を導入するためにはまず、実体法上の法人処罰理論を根本的に再検討し、法人帰責モデルを見直す必要があると考える。双罰制の単位犯罪については、関連規定や理論を修正することで訴追分離制度の導入に対する障壁を解消できる可能性がある。さらに留意すべき点として、単罰制の単位犯罪については、単位自体がそもそも訴追対象とはならない。したがって、単罰制や自然人処罰の場合、付条件不起訴をどのように設けるのかについても検討する必要があるであろう。

第三款 残された課題

以上のように、企業コンプライアンス改革は、主に不起訴処分をインセンティブとして、企業内にコンプライアンス・プログラムの構築を促進することを目的としている。しかし、この改革にはいくつかの問題点が存在し、手続法の改正だけでは十分に解決できず、実体法に関わる次の二つの課題を検討する必要がある。第一に、法人処罰モデルの構造である。これは、実体法上の法人処罰を再評価し、その構造を適切に見直し、更新することである。第二に、法人処罰の実体法理論におけるコンプライアンス・プログラムの位置づけである。すなわち、法人処罰においてコンプライアンス・プログラムがどのような役割を果たし、その法的根拠をどのように明確化すべきかについて検討が求められる。

第四章 刑法におけるコンプライアンス・プログラムの促進

コンプライアンス・プログラムの存在・実施を理由に、実体法上の法人責任を否定・軽減することも、理論的には不可能ではない。上述した企業コンプライアンス改革における手続上のインセンティブが、事後のコンプライアンス・

プログラムの促進に着目しているのに対し、このような実体法上の措置は、本来、事前のコンプライアンス・プログラムの促進を目的としている。そのため、両者はコンプライアンス促進の異なる段階に着目しているという点で、若干の違いはあるものの、法人処罰モデルの構造、および法人処罰の実体法理論におけるコンプライアンス・プログラムの位置づけという検討すべき課題は、両者に共通している。こうした課題への関心が高い中国では、法人処罰の本質や帰責モデルの修正、および、その修正に基づきコンプライアンス・プログラム促進のために発揮できる機能などについて、さまざまな検討が展開されている。⁽¹⁰⁷⁾ 本章では、これらの検討をめぐる中国学界の動向について紹介したい。

第一節 法人処罰の伝統的な見解とコンプライアンス・プログラム

第一款 伝統的な見解の理論構造

法人処罰の基礎となる理論モデルは、代位責任、同一視理論、組織モデルに分類される。代位責任とは、他人である従業員の犯罪行為について法人に責任を負わせ、自己責任原則の例外として法人処罰を位置づけるべきであると主張する立場である。⁽¹⁰⁸⁾ 同一視理論とは、特定の自然人の犯罪を法人の犯罪と同一視することで法人処罰を認めるべきであると主張する立場である。組織モデルとは、特定の自然人を媒介とせずに法人組織自体を処罰対象とすべきであると主張する立場である。⁽¹⁰⁹⁾

現行刑法に単位犯罪が規定されて以降、中国における法人処罰に関する伝統的な検討は、単位犯罪の成立要件などをめぐって展開されてきた。そのこともあってか、伝統的な見解は、中国の法人処罰がどのような理論モデルに基づいているのかについて、明示的に論じてはいない。しかし、伝統的な見解による単位犯罪の定義などを通じて、当該見解が立脚する法人処罰の理論モデルを、一定程度推測することは可能である。

第一項 法人処罰の理論モデルについての立場

現行刑法第30条は、「会社・企業・事業単位・機関・団体が、社会に危害を及ぼす行為を実施した場合において、その行為が法律に単位犯罪として規定されているときは、刑事责任を負わなければならない」と規定している。しかし、この条文は単位犯罪の成立要件を明示せず、伝統的な見解によれば単位犯罪の

定義を示すものとは考えられていない。一方、『刑法（草案）』には、「単位犯罪とは、会社・企業・事業単位・機関・団体が本単位のために不法な利益を図り、単位の決定機構の決定または責任者の決定によって実行する社会に危害を及ぼす行為である」という具体的な表現があることから、この草案の内容が最終的に立法に採択されなかったにもかかわらず、この記述が単位犯罪の定義として広く認識されている。⁽¹¹⁰⁾

単位犯罪を上記の定義に基づいて理解する伝統的な見解が、どのような法人処罰の理論モデルに基づいているのかについては、以下の三つの見方がある。第一に、伝統的な見解は同一視理論を基礎とするという見方である。その根拠は、伝統的な見解が法人を犯罪の主体と位置づけ、法人の自己責任を要求するためである。⁽¹¹¹⁾ 第二に、伝統的な見解は代位責任に基づいているという見方である。第二章第三節で示されたように、実務において「単位の名義で犯罪が行われる」とことと「単位のために不法な利益が図られ、または不法な利益が単位に得られる」という単位犯罪の一般的な認定方法が確立されており、そのうちの「単位の名義」は、単位内の三種類の特定主体の意思に基づいて判断される。すなわち、実務は伝統的な見解を採用しているといえる。この実務において、従業員の業務活動に関わる犯罪行為について法人に責任を負わせた事例があることから、これを根拠として伝統的な見解は代位責任を基礎とする立場であると考えられている。⁽¹¹²⁾ 第三に、同一視理論であれ代位責任であれ、いずれも自然人を媒介として法人に責任を負わせるという点で共通しているため、両者を区別せず、伝統的な見解は自然人を媒介とする法人処罰の理論モデルを基礎とするとの見方である。⁽¹¹³⁾ 本稿では、伝統的な見解が同一視理論に基づくとする第一の見方を支持する。その理由は、同一視理論と代位責任との違いが、法人の自己責任を問うための規範的手続の有無に基づく点にある。⁽¹¹⁴⁾ 伝統的な見解からは、「本単位のために不法な利益を図り、単位の決定機構の決定または責任者の決定によって実行する行為」を「単位の行為」とみなす明確な根拠づけが提示されているわけではない。にもかかわらず、単位犯罪を単位自体が行う行為と認めて単位に責任を負わせる立場をとっていることから、伝統的な見解は法人が自らの行為によって責任を負うとする同一視理論を事実上支持している

といえる。すなわち、法人が自らの行為によって責任を負うという観点から見れば、伝統的な見解が実質的に同一視理論を支持するという立場は明確になる。

第二項 伝統的な見解に対する批判

伝統的な見解に対しては、以下の問題点が指摘されている。

第一に、単位の決定機構の決定または責任者の決定という要件について、もし単位意思が完全に特定の自然人の意思によって定まるのであれば、単位犯罪のような行為が発生した場合、特定の自然人のみを処罰すれば十分であり、法人処罰の正当性が失われるのではないか。⁽¹¹⁵⁾ そして、中小企業では意思決定機構や責任者などの個人を特定することが容易であるが、大企業では責任者などを確定することが極めて困難となるのではないか。加えて、現代企業にとって、多くの業務活動は業界の慣行や組織内の慣習に基づいて行われており、必ずしも意思決定プログラムを伴わない。⁽¹¹⁶⁾ その状況に対して、どのように責任者を特定するかは疑問があるとされている。

第二に、法益保護を目的として行為を規制することを重視する刑法において、犯罪による利益の帰属を単位責任判断の要件の一つとすることが適切かどうかについても疑問が呈されている。さらに、この要件が必要とされる場合、法人処罰の定めがあっても、およそ成立が考えられない犯罪類型が出てくる。例えば、社会管理秩序を妨害する罪など、不法な取得が認められないような犯罪類型が挙げられる。⁽¹¹⁷⁾

第二款 近年の動き

第一項 伝統的な見解の補足

近年、伝統的な見解を基礎とした新たな考え方が提唱されている。この見解によれば、法人が肉体を持たないため自然人を通じて行為と意思を形成することに基づき、その決定機構や責任者が法定または授權された権限を持つため、その意思を法人全体の意思として認め、法人意思を判断する根拠とする。つまり、法人意思は、全体の意思を体現できる自然人の意思を通じて形成されるものである。そのため、この見解では、以下の二種類の自然人によって形成される意思も、法人内部の意思決定プログラムを経過しないものの、法人意思の全体性と構成員の行為に対する支配の効果を持つため、実質的な法人意思と認め

るべきであると考えられている。一つは、法人の経営活動について実際の決定者である支配株主 (actual controller) の意思である。もう一つは、従業員が法人のために不法行為や犯罪を行った場合、それに対する法人の責任者などによる支持、放縱または不作為という形の意思である。したがって、大企業で自然人を媒介として法人意思を判断することが難しいという批判に対して、この見解は、決定者の意思の判断を形式的なものから実質的なものへと転換し、明示的な意思決定のほか、事後の追認や暗黙的な意思決定なども考慮することで、十分に法人意思の認定が可能であると主張している。⁽¹¹⁸⁾

第二項 責任阻却事由となるコンプライアンス・プログラム

以上の法人処罰理論に基づけば、コンプライアンス・プログラムが法人の定款で定められている場合、定款の条文によって最も優先的な法人意思が表されていると解される。そのため、すべての構成員の意思や行為は、このような最も優先的な法人意思に反することが許されない。そして、①法人が適切にコンプライアンス・プログラムを構築しており、②上級者が同プログラムの実施を確保するための職務を十分に履行している場合、法人は経営活動の適法性を確信していると評価されるため、不法・犯罪行為が発生しても、法人には違法性の錯誤が回避不可能であるとみなされ、責任が阻却されると考えられている。一方、上記いずれかの条件を満たさない場合、法人は責任を負うことになる。ただし、その場合であっても刑罰の軽減が認められる可能性はある。⁽¹¹⁹⁾

第二節 組織モデルの法人処罰をとる見解とコンプライアンス・プログラム

実質的に同一視理論を基礎とする伝統的な見解に対して、近年、中国では法人自体の行為と意思を認める組織モデルを提唱する見解がますます多数説になっている。このような見解は、法人の行為と意思を判断する基礎として、コンプライアンス・プログラムの存在とその実施を重視している。⁽¹²⁰⁾

第一款 解釈論に基づく見解

主に解釈論から展開される後述の両見解は、法人固有の性質から法人意思・行為を判断させることを支持するとともに、内部の自然人が媒介として果たす役割も一定程度認めている。そのため、両見解は実質的には同一視理論と組織モデルを併用する立場といえる。しかし、中国では、両見解を組織モデルに依

拠する理論構造と位置づけており、以下でその内容を紹介する。

第一項 組織モデルをとる根拠

解釈論の観点から、組織モデルが提唱される理由は以下の通りである。第一に、『刑法（草案）』では、単位犯罪について「単位の決定機構の決定または責任者の決定によって」と記述されていたが、最終的に現行刑法ではこの文言が削除された。この転換は、実質的には立法者が自然人を媒介とする法人処罰のアプローチに対して否定的な態度を示していると評価される。さらに、現行刑法第30条の「単位自体が実施する社会に危害を及ぼす行為」という文言により、中国において法人自体が犯罪を実行できることが認められており、単位犯罪は社内の自然人の行為そのものではないと解される。第二に、現行刑法は単位犯罪の成立条件を特別に規定していないため、自然人犯罪と同じ原則が妥当し、故意・過失といった主観的要件と行為といった客観的要件が要求されると考えられている。⁽¹²¹⁾ したがって、法人処罰の判断において、現行刑法は法人帰責モデルを明確に規定していないものの、自然人を介するのではなく、単位自体の意思や行為を考慮して単位に刑事責任を負わせるべきであると主張されている。⁽¹²²⁾

具体的に、どのような要素が単位の意思や行為と認められるのかについて、以下のような見解が示されている。

第二項 組織体刑事責任論

1. 理論構造

中国において組織体刑事責任論と称される第一の見解は、法人犯罪を本質的に法人の組織制度、目標趣旨、構成員の業務素質などが総合的に影響した結果であると考えている。そのため、法人の刑事責任を判断する際、特定の自然人の意思と行為ではなく、組織構造・規則・政策・趣旨・文化など法人固有の特徴に注目すべきであると主張している。さらに、場合によって構成員の意思が法人の意思を体現するとしても、それは完全に構成員個人の意思そのものではなく、法人の組織構造や制度の影響を受けた結果であると考えられている。⁽¹²³⁾

以上の理解に基づき、組織体刑事責任論は現行刑法第30条について次のような新たな解釈を提案している。①構成員の業務に関連する犯罪行為は、代表者などの上級者、または、決定機構の決定や追認によって実施される場合はいう

までもなく、単位内部に業務違反行為を容認するような制度が存在し、その制度が犯罪行為の実施を招いた場合にも、単位の故意犯罪と認められる。構成員の業務に関連する犯罪行為が、上級者の職務上の過失による決定、または単位内部の管理過失によって実施される場合は、その犯罪は単位の過失犯罪と認められる。②末端従業員に至るまでその業務違反行為が単位自体の意思を反映していると判断される場合、その不法・犯罪行為は単位の行為と認められ、単位に対して行為責任を問うべきである。③単独の構成員や内部部門による個々の業務上の不法行為では犯罪が成立せず、または行為者が特定できない場合であっても、それらの不法行為が累積し、全体として刑法上の法益侵害が証明される場合には、単位犯罪の成立が認められる。⁽¹²⁵⁾

2. コンプライアンス・プログラムによる法人処罰の否定

上述の解釈によれば、業務に関連する犯罪行為は単位自身の組織構造と因果関係を有する場合、それによって単位犯罪が成立する可能性があるが、本見解はさらに、コンプライアンス・プログラムも単位犯罪の判断に組み込まれると主張している。すなわち、コンプライアンス・プログラムの存在により、単位が自らの活動の適法性や構成員に対する不法・犯罪防止の措置を証明できれば、単位犯罪の成立は否定され、単位は刑事責任を負わない。このようなコンプライアンス・プログラムの存在による単位犯罪の否定を実現するため、本見解は、現行刑法第31条に「単位が罪を犯した場合、単位に対して罰金を科し、かつ、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して刑罰を科す。ただし、単位が犯罪予防のためにコンプライアンス・プログラムを構築し、効果的に実施している場合は、単位に刑事責任を科さないことができる」という最低限の修正を行なう案を提出している。⁽¹²⁶⁾

第三項 新組織体責任論

1. 理論構造

新組織体責任論⁽¹²⁷⁾という第二の見解は、法人処罰理論について、法人固有の性質と構成員の意思・行為を基に法人責任を判断すべきであると主張する点で、組織体刑事责任論の見解と類似している。ただし、構成員の意思・行為の評価については、第一の見解と異なり、以下のような特徴を有している。

まず、法人意思に見られる構成員の意思について、中国の会社法第59条および第77条によれば、会社の意思決定機関として株主総会と取締役会が規定され、それぞれの職務が明確に分担されている。このため、法人責任は法人の活動について決定権を有する上級者全体の責任であり、法人意思も上級者全体の集積された意思によって判断されるべきであるとされている。いわゆる特定の職務を担当する役員が下した決定については、それが上級者内部の職務分担に基づくものである限り、法人意思と認められず、当役員が上級者全体の集積された意思による法人意思に反して不法・犯罪行為を行った場合、法人はその役員の選任や監督に関する範囲内でのみ責任を負うとされている。また、一般の社員による不法行為について、本見解では、一般社員の行為は法人犯罪の「観察対象」に過ぎないと位置づけられ、法人犯罪の構成要件に完全に合致することは求められない。不法行為を実施した一般社員は、場合によって法人との共犯関係を構成する可能性がある一方で、その不法行為が個人の過失にとどまることもありうると主張されている。⁽¹²⁸⁾

以上のような考え方に基づく具体的な法人帰責の判断について、本見解は二段階の枠組みを提案している。まず、第一段階では、一般社員を「観察対象」として、その一般社員を管理する権限を持つ主管役員の故意・過失を確認する。具体的には、①一般社員の行為が適法であるにもかかわらず、その主管役員が故意を有する場合、②一般社員が故意を有し、その主管役員が故意・監督過失を有する場合、③一般社員が過失を有し、その主管役員が故意・過失を有する場合という三つのパターンが想定される。次に、第二段階では、その主管役員を「観察対象」として、上級者全体の集積された意思、すなわち法人意思を確認する。この段階では、①主管役員が故意を有し、他の上級者が黙認した場合、法人にも故意が認められる、②主管役員が故意を有し、他の上級者にその主管責任者の選任・監督について過失がある（またはない）場合、法人にも過失が認められる（または認められない）、③主管役員が過失を有し、他の上級者にその主管役員の選任・監督について過失がある（またはない）場合、法人にも過失が認められる（または認められない）という三つのパターンが想定される。⁽¹²⁹⁾

2. 注意義務の履行とコンプライアンス・プログラム

以上の理論構造に基づけば、「観察対象」とする自然人が法益を侵害した場合、法人が責任を負う可能性があるため、処罰範囲を明確に定めることが極めて重要である。上述の分析を踏まえると、そのためには適切な監督義務の設定が中心的な課題となる。この点について、本見解ではコンプライアンス・プログラムを監督義務の客観的な標準として位置づけることが提案されている。具体的には、法人が適切なコンプライアンス・プログラムを構築・実施することで、注意義務や結果回避義務を履行したと認められるとしている。そのため、この義務が完全に履行されている場合、法人犯罪の成立は否定され、法人は刑事责任を負わない。一方で、義務の履行が不完全であっても一定程度実施されている場合には、法人の責任を軽減することが可能であるとされている。⁽¹⁰⁰⁾

第二款 立法論からの見解

主に解釈論を展開する以上の見解に加え、立法論の観点から組織モデルの法人処罰を規定することを提唱する見解も存在する。

第一項 法人社会責任に基づく組織モデルの理論構造

法人責任の本質について、本見解によれば、自然人を媒介とするモデルの法人処罰は、自然人に対する道義的非難として責任を問うという伝統的な刑法理論が、法人処罰の現実的なニーズに応じて発展してきたものである。このモデルでは、法人責任の判断は自然人責任を前提とするため、法人責任は本質的に道義的責任に基づくものと解される。これに対して、組織モデルの法人処罰は、法人に対して社会的非難として責任を問うものである。法人は社会的実態として自らの意思決定と活動を展開し、透明かつ公平な社会ルールの構築や確保といった社会的責任も負うと解される。そして、犯罪予防の義務もこの社会的責任に含まれるため、法益侵害が発生した場合に法人が刑事责任を負うと推定される。⁽¹⁰¹⁾ 法人意思の判断について、自然人を媒介とする同一視理論のようなモデルでは、法人の故意・過失は自然人の事実認識や結果の予見・回避可能性を前提とするのに対し、組織モデルでは、法人の故意・過失は法人内部の管理体制という客観的な事実に基づいて判断されるべきであると考えられる。具体的には、法人がその組織構造などを通じて不法行為の発生の可能性を認識・予見し

ていた、あるいは、それが可能であったにもかかわらず、不法行為が発生した場合、法人に故意または過失が認められる。⁽¹²⁾

本見解は、自然人を媒介とするモデルの法人処罰には以下のような問題点があると指摘する。第一に、代位責任のモデルでは、構成員が法人の業務活動に関連する犯罪を犯した場合、法人が厳格責任を負う。このため、法人が内部で犯罪予防措置を講じても責任を否定できない。むしろ、法人が構成員の犯罪による責任を回避するため、犯罪を隠蔽したり捜査を妨害したりするといったマイナスの効果が生じる可能性すらある。このように、代位責任のモデルを適用する場合、法人の自主的な犯罪予防の役割が十分に果たされないと考えられる。第二に、同一視理論のモデルでは、現代の大規模企業において法人と同一視される自然人がすべての経営活動を認識することが困難であるため、法人の刑事責任を適切に問うことが難しいという課題がある。他方、組織モデルでは、法人の組織構造や内部管理体制など、客観的な事実を考察の中心とする。そして、犯罪行為またはその結果が法人内部の欠陥と因果関係を有する限り、法人がその犯罪に責任を負うと推定される。その場合、法人が無罪と主張するためには、その証明責任を負う。この無罪の証明を犯罪予防義務の履行に関連づけ、犯罪予防義務の履行について明確な条件を設けることで、捜査機関は法人の組織構造や内部管理体制などの客観的な事実のみを考察すれば済むようになり、法人犯罪の制裁にかかるコストを削減できると同時に、法人が答責性を自覚することを促進し、法人が自発的に犯罪予防の内部システムを構築する動機を与える効果も期待できる。⁽¹³⁾以上の理由から、組織モデルの法人処罰を適用する場合、法人犯罪に対する国家と法人の共同規制が達成可能であるとされる。このような観点から、本見解は組織モデルを法人処罰の理論的基盤として提唱している。

第二項 コンプライアンス・プログラムによる法人処罰の否定

以上のことから、本見解は、中国における組織モデルの法人処罰を導入する際には、法人の組織構造や内部管理体制といった客観的な事実を基盤として、共同規制を中心とするコンプライアンス・プログラムの導入が必要であると主張し、そのうえで、法人処罰に関して以下の修正を提案している。第一に、単位故意・過失の認定については、次のような規定を設けるべきであるとする。

すなわち、「単位がコンプライアンス・プログラムを効果的に実施しない場合、その単位は単位犯罪について故意を有するとみなす」こと、および、「単位が適切な予防義務を履行せずに危害の結果が発生した場合、その単位は単位犯罪について過失を有するとみなす」ことである。第二に、現行刑法第30条については、「その行為が法律に単位犯罪として規定されているとき」という文言を削除し、第2項として「単位責任は自然人の行為に犯罪が成立したことを前提としない。自然人の行為に犯罪が成立する場合には、本法各則およびその他の法律により処理する」という規定を新設することを提案する。第三に、現行刑法第31条については、以下の変更を加えることを提案する。まず、自然人の処罰に関する文言を削除する。次に、前述の単位故意・過失に関する規定を反映させる。最後に、単位の自主的なコンプライアンス・プログラムの設置を促進する規範として、コンプライアンス・プログラムによる法人処罰の免除・軽減を規定する。具体的には、第31条を「単位が罪を犯した場合、罰金を科す。ただし、単位がコンプライアンス・プログラムを効果的に実施している場合には、その刑を軽くし、若しくは軽減し、または免除することができる」と改正することを提案する。⁽³⁴⁾

以上の修正により、単位犯罪においては、自然人に対しては伝統的な刑法理論に基づいて行為責任を負わせる一方で、法人についてはコンプライアンス・プログラムの有無やその構築状況を基準として処罰の可否が決定されることになる。

第三節 客観的義務違反に基づく法人処罰をとる見解とコンプライアンス・プログラム

同一視理論や組織モデルにより法人処罰を基礎づけようとする見解に加え、近年では、客観的義務違反に基づいて法人に責任を負わせることを提倡する見解も少なくない。

この見解によれば、法人固有の性質として故意・過失といった主観的要素は存在しないため、法人責任は行為責任の例外と解される。法人処罰を認定する際には、主観的要素に基づく責任を放棄し、客観的責任に注目すべきであると主張されている。具体的には、法人に対する帰責は、特定の義務違反の場合、

その危害が法人内部の管理または経営構造によって発生したものであれば、法人に責任を負わせることが挙げられる。そして、法人の活動を判断する際には、コンプライアンス・プログラムの存在およびその効果的な実施という客観的事実が重視され、この事実が存在しない場合には、法人が刑事责任を負うべきであることが推定されるとされている。⁽¹³⁵⁾

第四節 法人犯罪の成立以外に関わるコンプライアンス・プログラムの促進についての議論

これまでの第一節から第三節で、法人处罚の理論構造および各構造におけるコンプライアンス・プログラムの役割について、中国における近年の議論を紹介した。しかし、これらの議論は主に事前に法人がコンプライアンスを実施している場合を中心に、それが法人犯罪の成否や责任阻却・減少に与える影響を検討している。一方で、法人犯罪が発生した後のコンプライアンス・プログラムの構築の実体法上の役割については、十分に論じられていない。これに対し、事後のコンプライアンス・プログラム導入を促進するため、飴と鞭の手法を用いて、単位犯罪の处罚阻却や量刑判断にコンプライアンス・プログラムを関連づける見解も提唱されている。

第一款 事後のコンプライアンス・プログラムの実施による处罚阻却の正当性

第一項 答责性論を受容する見解

事後のコンプライアンス・プログラムの実施が处罚阻却の正当性を持つかについては、前章第二節第一款で述べたように、相対的応報刑論の立場からは、事後的なプログラムの実施が刑罰の軽減を可能にするものの、免責処理の根拠には乏しいとされてきた。これに対し、近年ではドイツの答责性論を受容する見解が提唱されている。⁽¹³⁶⁾

この見解によれば、肉体と精神を持たない法人に対しては、心理的責任論や規範的責任論に基づく責任判断が適用されないため、応報としての刑罰を科することは困難であるとされており、むしろ、予防に関わる要素に基づいて法人の责任を判断すべきであるとされる。答责性論に基づけば、予防の必要性の觀点から、必要悪である刑罰が法益保護に必要でない場合には、处罚を行わないこ

とが可能である。伝統的な刑罰と比較すれば、コンプライアンス・プログラムが将来の法人犯罪防止により有効であると認められるため、刑事罰の代替処分として、事後のコンプライアンスの構築義務を法人に責任として負わせる案が⁽¹³⁷⁾提出されている。具体的には、単位犯罪に関し、事後のコンプライアンス・プログラムの構築とその履行を、刑の軽減・免除事由として規定する提案である。例えば、「単位が罪を犯した場合であっても、その後にコンプライアンス・プログラムを実施しているときは、単位に対して処罰を免除または軽減でき、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、その刑を軽くし、または軽減することができる。犯罪が比較的に軽いときは、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対しても、その刑を免除することができる」とする規定の新設が提案されている。⁽¹³⁸⁾

この見解によれば、事後のコンプライアンス・プログラムの実施による免責処理が実現できることに加え、前章第一節二款で述べた重罪の不起訴処分における検察の訴追裁量の問題点についても、重罪事件における不起訴処分を行うことが可能であると考えられている。⁽¹³⁹⁾

第二項 単罰制の拡張を支持する見解

答責性論に基づく見解のほかに、近年では、事後のコンプライアンスによる付条件不起訴を適用する際、単位犯罪事件における訴追分離の実体法的根拠として、事後のコンプライアンスが犯罪予防の必要性を減少させることに加え、単罰制を拡張すべきであると主張する見解も提唱されている。

本見解によれば、現行刑法第30条後段の「本法の各則およびその他の法律に別途規定がある場合、その規定に従う」という規定によって、現行刑法各則に規定されている法定の単罰制が認められることとともに、手続上の処理によって実質的な単罰制も認められるべきであるとされる。そのため、刑事訴訟法が、コンプライアンス・プログラムを理由とする付条件不起訴という単位犯罪に関する特別手続を規定する場合、「他の法律に別途規定がある場合、その規定に従う」との上記規定によって、単位に対して付条件不起訴を行うとともに、実質的な単罰制として責任者に対して刑事責任を追及することができる。⁽¹⁴⁰⁾

第二款 コンプライアンス・プログラムに基づく単位犯罪の累犯規定の新設

コンプライアンス・プログラムに基づく単位犯罪の累犯規定の新設も多数提案⁽¹⁴¹⁾されている。具体例としては、「単位がコンプライアンス・プログラムにより不起訴処理、または刑の軽減・免除を受けた後、5年以内に同種の単位犯罪を行ったときは、累犯として重く処罰しなければならない」とする規定が挙げ⁽¹⁴²⁾られる。このような累犯規定の導入は、法人内でコンプライアンスを適切に実施させることで、法人の再犯抑止を強化することを目的としている。

第三款 コンプライアンス・プログラムに関連する単位犯罪の刑の執行猶予制度の導入

その他に、コンプライアンス・プログラムに関連する単位犯罪の刑の執行猶予制度を導入する見解⁽¹⁴³⁾も多い。具体例としては、「単位犯罪の場合、単位に対して罰金を科すと同時に、その刑の執行猶予を宣告することができる。刑の執行猶予が宣告された法人は、猶予期間内に、法律および行政法規を遵守し、コンプライアンス・プログラムを構築・実施し、その状況を観察機関に報告しなければならない」とする規定が挙げられる。この制度は、猶予期間中の報告義務を通じて、コンプライアンスの実効性を確保することを目的としている。

第五節 議論の検討

ここまで、中国におけるコンプライアンス・プログラムの導入に向けて、刑事手続上のインセンティブおよび刑事実体法による促進がともに直面している課題について、法人処罰をめぐる議論を概観し、解決策として、事前的な促進を目指した法人処罰の理論モデルの修正と、事後的なインセンティブを反映させた法人犯罪の処罰阻却・量刑という二つのアプローチが提示されていることを確認した。本節では、これらの議論を整理し、検討する。

第一款 事前的な促進を目指した法人処罰の理論モデルの修正に関する検討

法人処罰の理論モデルの修正については、同一視理論をとる見解、組織モデルをとる見解、および客観的義務違反に基づく法人処罰をとる見解の三種類に分けられる。

同一視理論をとる見解は、中国における従来の法人処罰理論を発展させ、法人意思と同一視される自然人意思の判断について、形式から実質へと転換する

ことを提唱する。具体的には、法人と同一視される自然人の範囲を拡大すると同時に、明示的な意思決定に加えて追認や暗黙的な意思決定なども考慮すべきであるとする。また、コンプライアンス・プログラムの実施により、違法性意識の欠如が法人責任を阻却する要件となりうることや、刑罰の軽減につながることが論じられている。しかし、このアプローチにはいくつかの疑問点が残る。第一に、法人意思の判断を形式から実質に転換し、追認や暗黙的な意思決定を含むとする見解は、一見合理的に思えるが、形のない意思を考察すること自体がおそらく極めて困難であろう。第二に、コンプライアンス・プログラムを責任阻却事由とする際、当見解の中には、同プログラムが定款で規定されている場合に法人の最高意思を表すとみなす立場がある。しかし、法人意思が特定の自然人の意思によってのみ形成されると考える当見解の立場において、コンプライアンス・プログラムという法人内部の構造が法人の意思を形成すると解釈することは、理論的矛盾を引き起こす可能性がある。以上のように、同一視理論を基礎とする法人処罰の要件とこのような法人処罰においてコンプライアンス・プログラムが果たす役割には未解決の課題が多く存在する。

組織モデルをとる見解は、解釈論からのアプローチと立法論からのアプローチに分けられる。解釈論を行う見解には二つの主要な立場があり、いずれも法人固有の性質と構成員の意思・行為から法人の意思・行為を判断すべきであると主張しているが、自然人の役割に関しては見解が分かれている。組織体刑事责任論は、法人内部の構造およびその影響下にある法人上級者の故意・過失を基に、法人の故意・過失を判断する。そして、法人の業務活動に関連する犯罪が発生した場合、たとえ実行者が末端従業員であったり特定できなかつたりしても、法人に帰責できる可能性がある。また、コンプライアンス・プログラムの存在を法人犯罪不成立の要件と位置づけ、そのために現行刑法第31条に関連規定を新設することが提唱されている。一方、新組織体責任論は会社法の意思決定機関規定に基づき、法人の活動について決定権を有する上級者全体の集積された意思のみを法人意思と認める。構成員個々の意思・行為は法人犯罪の判断における補助的な考察対象と位置づけられ、不法・犯罪行為の実行者が法人と共に犯になるか、あるいは刑事责任を負わないかを判断する基準となる。また、

コンプライアンス・プログラムの位置づけについて、新組織体責任論では、その実施を注意義務や監督義務の履行とみなし、その結果、法人犯罪の否定または処罰軽減を導くと考えられている。いずれの見解も、法人自体の意思・行為を解釈することにより、犯罪の実行者を特定できない場合や単一の行為が犯罪と評価できない場合でも法人に責任を問うことを可能にし、法人処罰の範囲を拡張しようとするものである。しかし、具体的な法人処罰の成立要件については、さらなる検討の余地が残る。組織体刑事責任論は、コンプライアンス・プログラムが法人処罰の否定要件であることを明示するため、現行刑法第31条の修正を提倡している。しかし、この見解によれば、法人内部の構造が法人意思を判断する要素の一つとなり、内部構造の一部であるコンプライアンス・プログラムも法人意思の判断に影響し、法人の故意・過失の否定によって法人に責任を負わせない機能が果たされることになる。もっとも、「単位が犯罪予防のためにコンプライアンス・プログラムを構築し、効果的に実施している場合は、単位に刑事責任を科さないことができる」という修正案によっては、同プログラムが犯罪成立後の刑の減免事由とも読み取れる。したがって、本見解において、コンプライアンスがどのような機能を果たしているのかは明確ではなく、組織モデルにおけるコンプライアンス・プログラムの具体的な位置づけについては、より深い検討が求められる。新組織体責任論については、まず、意思決定層の上級者全体の意思のみが法人の意思と認められるとすれば、事実上の実権を握る個人、例えば支配株主などが法人の意思決定手続を経ずとも実質的に法人の行動方針を決める場合、それをいかに評価すべきかについては、さらに検討が必要である。次に、一般構成員の行為が法人犯罪の認定において参考資料に過ぎないとすれば、法人自体の行為が作為として構成されるのか、それとも不作為として構成されるのか、必ずしも明らかではない。

組織モデルをとる立法論からのアプローチは、法人の社会責任に基づき、法人内部の構造など客観的な事実から法人意思を判断するという立場を主張している。したがって、コンプライアンス・プログラムを基に法人の故意・過失を判断し、それにより法人処罰を免除・軽減する一連の法改正案が提案されている。当見解は法人の社会責任に注目し、法人自体の性質から法人責任判断のア

アプローチを提示している。しかし、本見解には以下の問題点がある。第一に、この見解は自然人の行為・責任と法人の行為・責任を明確に区別する立場をとる。しかし、法人の行為といつても、突き詰めればその構成員の行動の集合体にはかならないのではないか。さらに、複雑な内部構造を欠く組織、すなわち小企業には本組織モデルを適用できないことになってしまう。しかし、第二章第二節第二款で挙げた裁判例が示すように、中国ではすでに小企業の処罰可能性が認められている。以上の点に鑑みれば、法人処罰の判断には、自然人の行為も考慮要素とすることを排除できないと思われる。第二に、この見解は、「コンプライアンスを効果的に実施しない」ことを法人の故意とし、「適切な予防義務を履行せずに危害の結果が発生した」ことを法人の過失とする。文面上では区別されているが、「コンプライアンスを効果的に実施しない」ことも結局は、「適切な予防義務を履行しない」ことに当たるのではないか。したがって、この見解の改正案によれば、故意犯と過失犯を区別することが困難になるおそれがある。第三に、組織体刑事責任論と同様に、コンプライアンスは法人犯罪の成立を否定するのか、それとも刑の減免事由であるかが明確にされていない。

客観義務違反に基づく法人処罰をとる見解は、法人固有の性質から主観的要素を不要とし、コンプライアンス・プログラムの実施を特定の義務と位置づけ、その実施状況によって法人責任を判断すべきであると主張する。この見解は、法人の特有の性質を考慮した責任判断を提案する点で意義があるものの、法人処罰において主観的要素を考慮しないことは、結果的に法人に厳格責任を負わせることにつながる。本稿は、このアプローチが責任主義という刑法の基本原則に適合せず、刑事法による法人犯罪のような行為の抑止という正当性を損なう可能性があると考える。したがって、将来的には比較法的考察を踏まえた一層の検討が求められる。

第二款 事後的なインセンティブを反映させた法人犯罪の処罰阻却・量刑に関する検討

法人犯罪の処罰阻却の根拠については、事後的なコンプライアンス・プログラムの構築を刑罰以外の処分として新設するよう提唱している見解と、単罰制

の拡張を支持する見解がある。

前者の見解は、答責性論に立脚し、刑罰の限界を予防の必要性に従って画定すべきであるとする。これに基づき法人処罰を検討する際、同見解は、肉体や精神がない法人には応報を考慮することは妥当せず、予防の観点から責任を確定すべきであると主張している。そして、法人犯罪予防においては、事後的なコンプライアンスの実施は刑罰よりも効果的であると認められるため、これを法人の責任として課す仕組みを採用すれば、法人犯罪の予防効果が強化され、他方で刑罰による犯罪予防の必要性がもはやなくなるため、処罰を免除することも可能になると説く。しかし、この見解に対しては、法人犯罪に対する刑罰の抑止効果が否定される場合、刑事法的手段で法人の行為を規制する正当性も存在しなくなってしまうのではないかという疑問がある。

後者の単罰制の拡張を支持する見解は、現行刑法各則に定める法定的な単罰制に加え、付条件不起訴という事実上の免責処理を実質的な単罰制として位置づける。しかし、第一章第三節第二款第二項で示したとおり、単罰制は「すべての単位犯罪に双罰制を適用すると罪責の不均衡が生じる」という立法時の問題意識に基づき導入された。すなわち、単罰制は「法益保護の必要性がそれほど高くないため、自然人を処罰するものの、当該単位を必ずしも処罰する必要がない場合」に限り適用される制度である。これに対して、双罰制の単位犯罪事件は、本来罪責の不均衡は生じていない類型であり、コンプライアンスによる処罰阻却の実体的理由が論証されない限り、単罰制を適用すべき場面に該当しないはずである。にもかかわらず、本見解はコンプライアンスそのものが処罰を阻却する正当性を論じるわけではなく、現行刑法第30条後段の抽象的な文言のみから不起訴による拡張的な「実質的単罰制」を導き出そうとしており、立法趣旨から逸脱する可能性がある。

コンプライアンスによる法人犯罪の累犯および刑の執行猶予に関する立法論として、予防の必要性が増減することに応じて法人処罰に影響を与えるという考え方方が提示されている。しかし、主に自然人犯罪を規制する現行刑法において、法人に特別の量刑規定を新設する可能性や、その具体的な条文の設置には多くの課題が残されている。これらは今後の検討課題として引き続き議論が必

要である。

おわりに

本稿の問題関心は、刑事法を通じてコンプライアンス・プログラムを企業内に構築・実施させようとする際に生じる法人処罰の諸課題である。そこで、本稿では、まず、中国の立法および司法を概観し、従来の法人処罰は法人犯罪対策としてなお十分でないという背景を踏まえ、中国において新たに導入された企業コンプライアンス改革の実務的な実施について考察した。そのうえで、手続上のインセンティブと実体法によるコンプライアンスの促進に共通する課題として、法人処罰の修正およびコンプライアンス・プログラムの位置づけを抽出し、中国刑事法学界の主要な議論を紹介・検討するとともに各見解の問題点を指摘した。

学界では、事前的な促進を目指した法人処罰の理論モデルや、事後的なインセンティブを反映させた刑の減免・量刑修正について多様な見解が提唱されているが、それぞれが異なる観点からの課題を抱え、十分な解決には至っていない。特に、以下の二点が重要な課題であると考えられる。

第一に、コンプライアンス・プログラムを促進するための法人処罰モデルの在り方である。これまでの考察によれば、同一視理論を基礎とする法人処罰と組織モデルを基礎とする法人処罰では、コンプライアンスが果たす機能は異なるものの、結論としては、いずれのモデルでもコンプライアンスを根拠とする法人処罰の否定や軽減が可能である。ただし、両モデルとも依然として検討すべき課題を抱えている。同一視理論については、法人意思・行為とみなされる自然人意思・行為の範囲や、コンプライアンス・プログラムが責任阻却や刑罰軽減を導きうる理論的根拠を解明する必要がある。組織モデルについては、まず、法人固有の性質を基に法人故意・過失を判断する方法、および法人犯罪における自然人の役割を検討し、これにより当モデルに基づく法人処罰の具体的な要件を明確化する必要がある。また、当モデルにおいて、コンプライアンス・プログラムがどのような形で法人処罰を否定する機能を発揮するのかにつ

いても詳細な検討が必要である。

第二に、法人犯罪の刑罰におけるコンプライアンス・プログラムの位置づけである。事後のコンプライアンス・プログラムによる免責・減輕処理の可能性についてその根拠を探る必要がある。また、コンプライアンスに基づく法人犯罪の累犯規定や刑の執行猶予についても、選択肢は多数考えられる。

以上の課題について中国法を研究するだけではなく、他国のさまざまな法制度や理論に目を向けることが不可欠である。今後の研究では、比較法的分析を通じてこれらの個別的な問題点を深く掘り下げていきたい。

(73) 李勇「検察視角下中国刑事合規之構建」国家検察官学院学報2020年第4期100頁。

(74) 李本燦・前掲注(42)13頁。

(75) 中国においては、日本の高等検察庁と同等のレベルに位置する検察機関である。

(76) 関連事例として、「最高検による企業コンプライアンス改革試験の典型事例」事例3「王某某、林某某、劉某が非公務員に対する供賄した事件」、「関連企業コンプライアンスの典型事例（第3回）」事例2「王某某がインサイダー情報を流出し、金某某が内部取引を行った事件」、「最高検による関連企業コンプライアンスの典型事例（第4回）」事例1「北京李某某など9人が保険金に関する詐欺を行った事件」、および事例3「山西新経県南某某などが詐欺を行った事件」がある。

(77) 中国の刑事訴訟法第15条は、「被疑者・被告人は自發的かつ正直に自らの犯罪を供述し、発見された犯罪事実を認め、处罚を受け入れる意思を示した場合、法律に従い寛大に处罚することができる」と規定している。この規定は、中国の刑事訴訟における基本原則の一つである「認罪認罰從寛」を示している。

(78) 中国の『人民検察院の検察建議の業務に関する規定』第2条は、「検察建議は、人民検察院が法律に基づき、法律監督の職責を履行し、社会ガバナンスに参加し、司法の公正を維持し、法律に基づく行政を促進し、違法犯罪を予防・減少し、国家と社会の利益を保護し、個人および組織の合法的な権益を守り、法律の統一かつ正確な実施を保障する重要な方式である」と規定している。

(79) 陳瑞華「刑事訴訟的合規激励模式」中国法学2020年第6期227頁以下参照。なお、「相対不起訴+検察建議」が適用された事件では、第三者委員会が参加し、コンプライアンスの構築とその執行を監督する事例も見られる。

(80) 日本の議員に相当する。

(81) 李玉華「企業合規与刑事訴訟立法」政法論壇40卷5期91頁以下参照。

(82) 関連事例として、「最高檢による企業コンプライアンス改革試験の典型事例」事例2「上海市A社、B社および閔某某が付加価値税専用領収書を偽って発行した事件」、「関連企業コンプライアンスの典型事例（第3回）」事例2「王某某がインサイダー情報を流出し、金某某が内部取引を行った事件」および「最高檢による関連企業コンプライアンスの典型事例（第4回）」事例1「北京李某某など9人が保険金に関する詐欺を行った事件」がある。

(83) 中国における改革に対して、アメリカのDPAやNPAでは、企業がコンプライアンスの構築や実施を行うことを条件に不起訴処分を適用する一方で、行為者（従業員はもちろん、経営者も）は起訴されて処罰される。

(84) 陳瑞華・前掲注(79)240頁参照。

(85) 軽罪の範囲について、さまざまな論争が存在する。多数説によれば、軽罪とは自然人に対する法定刑が有期懲役3年以下と規定されている犯罪を指すとされる。具体的な検討については、沈輝娜「我国軽罪立法的模式選択及其展開」行政与法2023年第2期85頁以下参照。

(86) 関連事例として、「企業コンプライアンスの典型事例（第2回）」事例5「深圳X会社が普通貨物物品を密輸した事件」および「最高檢による関連企業コンプライアンスの典型事例（第4回）」事例1「北京李某某など9人が保険金に関する詐欺を行った事件」がある。

(87) ある分析によると、現在、検察は改革の対象とする事件について、以下の2つのプロセスを通じて処理している。第一に、検察は犯罪の重さに応じて処理を行っている。具体的には、法定刑が3年以下の軽罪事件については、企業と責任者の双方に不起訴処分を行い、法定刑が3年以上10年以下の事件については、企業に対してコンプライアンスによる付条件不起訴を行うとともに、責任者に執行猶予を求刑する。また、法定刑が10年以上の事件については、企業にコンプライアンスによる付条件不起訴を行うとともに、責任者に対して寛大な求刑を行う。第二に、検察は企業にコンプライアンスによる付条件不起訴を行うとともに、コンプライアンスの構築過程において積極的な役割を果たしたことを理由に、責任者に対して寛大な処分を行う（陳瑞華「企業合規不起訴改革的動向和挑戦」上海政法学院学報（法治論叢）2022年第6期39頁）。本文で後述する例によれば、法定刑が3年以上10年以下の犯罪事件において、検察は企業と責任者の双方に不起訴処分を行った事例もある。このようなプロセスを経て事件が処理された一方で、以上の分析から、重罪事件において検察が企業に対して不起訴処分を頻繁に適用することがわかる。

(88) 具体的な条文については、甲斐克則=劉建利編訳・前掲注(22)110頁以下参照。

中国における法人処罰をめぐる近時の動向（2・完）

(89) 「企業コンプライアンスの典型事例（第2回）」事例5「深圳X会社が普通貨物物品を密輸した事件」。

(90) 「最高人民法院と最高人民検察院の密輸刑事件について法律を応用し関連問題に関する解釈」第24条第2項は、「単位が普通貨物物品密輸罪を実施した場合、その脱税額が20万元以上100万元未満であるときは、『刑法』第153条第2項によって、単位に対して罰金を科し、かつ、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、3年以下の有期懲役または拘役に処し、その脱税額が100万元以上500万元未満であるときは、情状が重いと認められ、その脱税額が500万元以上であるときは、情状が特に重いと認められる」と規定している。

(91) 具体的な条文については、甲斐克則=劉建利編訳・前掲注(22)81頁参照。

(92) 陳光中編『刑事訴訟法〔第七版〕』（北京大学出版社、2021年）348頁以下参照。

(93) 陳光中編・前掲注(92)467頁以下参照。

(94) 劉艷紅『企業合規中国化的民行刑体系性立法』（法律出版社、2022年）2頁以下参照。

(95) コンプライアンスを理由とする重罪の不起訴処分については、罪刑法定の観点から多くの指摘がなされている（陳瑞華「企業合規視野下的暫緩起訴協議制度」比較法研究2020年第1期17頁、劉艷紅・前掲注(94)8頁以下など参照）。その原因は、現行刑法第3条（罪刑法定主義）の前段である「法律が明文で犯罪行為と規定するときは、法律により罪を認定し、処罰する」（甲斐克則=劉建利編訳・前掲注(22)75頁）について、積極的な罪刑法定（「法律あれば刑罰あり」と解釈するという伝統的な見解（何秉松主編『刑法教科書（上巻）』（中国法制出版社、2000年）63頁参照）に基づいている。本稿では、現行刑法第3条前段を実質的に法益保護規定と解釈する立場をとり、重罪のコンプライアンスによる不起訴処分については、不正義の観点から指摘を行う。なお、現行刑法第3条前段をも法益保護規定と考える見解については、張明楷・前掲注(14)58頁参照。

(96) 何秉松『法人犯罪与刑事责任』（中国法制出版社、2000年）486頁。

(97) 張軍ほか『刑法縦横談〔総則部分〕〔増訂版〕』（北京大学出版社、2008年）311頁以下。なお、「単位が犯罪を構成せず刑事责任を負わない場合、単位内の主管責任者と直接責任者も双罰制によって刑事责任を負うことは当然ない」とはいえ、その行為が自然人犯罪としても規定されている場合には、当該規定により処罰されることは当然である。

(98) 一方、同じ犯罪について、単位犯罪による自然人の刑罰は自然人犯罪よりも軽く、また、単位犯罪の具体的な罪が自然人犯罪に完全に対応しているわけではない。このような場合に、自然人犯罪によって責任者や事実上の行為者の刑事责任を追及することも不適切と考えられる。劉艷紅・前掲注(94)12頁参照。

論 説

(99) 陳瑞華・前掲注(87)34頁参照。

(100) 関連事例として、「企業コンプライアンスの典型事例（第2回）」事例4「隨州市Z会社康某某などが重大責任事故を生じさせた事件」がある。

(101) 自然人犯罪事件において、コンプライアンスによる不起訴処分を行う場合にも、同様の問題が存在すると考えられる。

(102) 陳衛東「從實体到程序:刑事合規與企業“非罪化”治理」中国刑法学雑誌2021年第2期122頁以下、李本燦・前掲注(42)288頁以下など参照。

(103) 邱春艶「從講政治的高度共同推進企業合規工作——最高檢調研組赴江蘇張家港調研企業合規改革試點」檢察日報2021年5月17日第1版、陳瑞華・前掲注(87)33頁以下など参照。

(104) 劉艷紅・前掲注(94)183頁以下、陳瑞華『企業合規基本理論〔第三版〕』（法律出版社、2022年）298頁以下、李玉華・前掲注(81)91頁以下、李奮飛「涉案企業合規刑事訴訟立法爭議問題研究」政法論壇41卷1期52頁など参照。

(105) 重罪のコンプライアンスによる不起訴処分の不正義の解決策として、一般的な面で検察の不起訴処分権限を拡張することも1つの選択肢と考えられる。しかし、本稿の目的は、法人处罚に関わる実体法上の諸問題を検討することであり、以上の課題についての具体的な検討は行わない。

(106) 劉艷紅・前掲注(94)214頁以下、李玉華・前掲注(81)91頁以下など参照。

(107) 本章で紹介される理論のほか、アメリカの連邦量刑ガイドラインを参考に、代位責任を中国の法人处罚に導入し、コンプライアンスを刑罰の軽減事由として規定することを立法論として提案する見解もある。この見解は連邦量刑ガイドラインの構造とほぼ同一であるため、本稿では詳しく取り上げない。なお、この見解については、万方「企業合規刑事化的發展及啓示」中国刑法学雑誌2019年第2期64頁以下参照。

(108) 樋口亮介『法人处罚と刑法理論「増補新装版」』（東京大学出版会、2021年）4頁参照。

(109) 樋口亮介・前掲注(108)1頁。

(110) 侯国雲ほか・前掲注(29)177頁以下、何澤宏「单位犯罪研究」現代法学1998年第1期51頁、陳興良・前掲注(23)15頁、張明楷・前掲注(14)176頁など参照。

(111) 吳天雲「大陸处罚法人犯罪規定の問題点」展望与探索10卷6期32頁、黎宏・前掲注(36)259頁参照。

(112) 孫国祥「論单位犯罪の帰責模式：組織体責任之提倡」蘇州大学学報（哲学社会科学版）2024年第5期78頁参照。

(113) 張克文『法人刑事责任的初步反思——一个否定論的立場』（中国政法大学出版社、2010年）67頁参照。

中国における法人处罚をめぐる近時の動向（2・完）

(114) 同一視理論と代位責任の区別に関する詳細な検討については、樋口亮介・前掲注(108)86頁参照。

(115) 黎宏「組織体刑事责任論及其応用」法学研究2020年第2期75頁。

(116) 李本燦・前掲注(42)279頁。

(117) 黎宏「单位犯罪中单位意思的界定」法学2013年第12期154頁以下。

(118) 錢小平『企業合規の刑事责任原理与司法限度』華東政法大学学報2024年第2期27頁参照。

(119) 錢小平・前掲注(118)27頁以下参照。

(120) 陳瑞華「合規視野下的企業刑事责任問題」環球法律評論2020年第1期23頁以下、陳衛東・前掲注(102)114頁以下、周振杰「企業合規的刑法立法問題研究」中国刑事法雜誌2021年第5期52頁以下、蔡仙「論合規計劃的刑法激励制度」法律科学（西北政法大学学報）2021年第5期154頁以下、黎宏・前掲注(36)246頁以下、李本燦・前掲注(42)278頁以下、劉艷紅・前掲注(94)12頁以下、孫國祥・前掲注(112)76頁以下など参照。

(121) 黎宏・前掲注(72)180頁。

(122) 黎宏・前掲注(115)71頁以下、李本燦「企業合規程序的中国模式」法律科学（西北政法大学学報）2022年第4期149頁以下参照。

(123) これに対して、日本には「企業組織体責任論」という、名称が非常に似ている法人处罚の学説がある。両理論はともに組織モデルを採用し、末端従業員の違反行為や自然人が特定されない場合であっても法人に責任を問うことができる点で共通している。しかし、以下のような相違点もある。日本の企業組織体責任論は、個々の構成員を超えた社会的現実として法人を捉え、社会的評価を法人处罚の基礎とし、個別の自然人を特定せずに法人处罚を実現しようとするものである。しかし、この理論では法人处罚の具体的要件を明確化することが難しいという課題がある。一方、中国の組織体刑事责任論は、刑法の観点から法人处罚が法人に行行為責任を問うものであると考えられている。すなわち、法人の意思・行為については、組織構造など法人固有の特徴を通じて確定されるだけでなく、構成員の組織活動に関連する行為も法人固有の特徴の影響を受けて行われるため、法人自体の行為と評価できるとされ、これによって法人に行行為責任を問う。したがって、構成員の役割と組織の内部構造を考慮し、法人自体の意思と行為を明確にすることで、法人处罚の具体的要件を明らかにしようとしている。なお、企業組織体責任論については、板倉宏「企業体と刑事责任」『企業犯罪の理論と実現』（有斐閣、1975年）20頁以下など参照。

(124) 黎宏・前掲注(115)80頁以下参照。

(125) 黎宏・前掲注(36)260頁以下参照。

論 説

- (126) 黎宏・前掲注(36)261頁以下参照。
- (127) 同様の解釈を示す見解として、孫国祥・前掲注(112)81頁以下参照。
- (128) 李本燦・前掲注(42)136頁以下参照。
- (129) 李本燦・前掲注(42)141頁参照。
- (130) 李本燦・前掲注(42)141頁以下参照。
- (131) 周振杰「企業刑事責任二元模式研究」環球法律評論2015年第6期150頁以下参照。
- (132) 周振杰・前掲注(120)49頁以下参照。
- (133) 周振杰・前掲注(131)150頁以下参照。
- (134) 周振杰・前掲注(120)52頁以下参照。
- (135) 時延安「合規計劃与单位的刑事帰責」法学雜誌2019年第9期20頁以下、李鄂賢「法人刑事责任の本質転変与法人犯罪立法の未来改革」法学雜誌2019年第5期64頁、姜悅「单位犯罪刑事帰責模式的応然転向」湖北社会科学2022年第2期137頁以下、王志遠「企業合規改革視野下单位犯罪主体分離論与帰咎責任論之提倡」比較法研究2022年第5期112頁以下など参照。
- (136) そのほか、コンプライアンスを法人に対する帰責の基礎として捉え、罪を犯した法人が同プログラムを積極的に実施することによって、良い法人としての再生が実現し、責任を負わせる基礎が失われるため、コンプライアンスが処罰阻却の機能を持つとする発想もある（劉艷紅「企業合規責任論之提倡——兼論刑事一体化の合規出罪機制」法律科学（西北政法大学学報）2023年第3期96頁参照）。しかし、本稿では、この見解と答責性論に基づく見解の内容が実質的に同じであると考えられるため、本文では詳細に取り上げない。
- (137) 姜涛「我国企業刑事合規不起訴的実体法建構」法学論壇39卷1期133頁以下参照。
- (138) 姜涛・前掲注(137)137頁。
- (139) 姜涛・前掲注(137)131頁以下参照。
- (140) 錢小平・前掲注(118)35頁以下参照。
- (141) 周振杰・前掲注(120)53頁、李本燦「刑事合規立法の実体法方案」政治与法律2022年第7期79頁、劉艷紅・前掲注(94)81頁以下、姜涛・前掲注(137)136頁など参照。
- (142) 劉艷紅・前掲注(94)81頁。
- (143) 万方・前掲注(107)65頁以下、李鄂賢・前掲注(135)64頁以下、周振杰・前掲注(120)52頁以下、李本燦・前掲注(141)78頁、劉艷紅・前掲注(94)121頁以下、姜涛・前掲注(137)136頁以下など参照。
- (144) 劉艷紅・前掲注(94)121頁以下。